

西東京市特別支援教育推進計画

令和9年度～

令和9年〇月

西東京市教育委員会

西東京市特別支援教育推進計画 目次

1 計画の概要

- 1 計画の基本的な考え方
- 2 特別支援教育に関する国の動向
- 3 特別支援教育に関する都の動向

調整中

2 西東京市における特別支援教育の現状と課題

- 1 特別支援教育に関わる学級等の設置状況
- 2 西東京市のこれまでの取組
- 3 西東京市特別支援教育推進計画アンケート調査結果概要について

3 西東京市特別支援教育推進計画施策体系

4 施策の展開

- 基本方針 1 学校における指導・支援体制の充実
- 基本方針 2 特別支援教育を推進する環境の整備と充実
- 基本方針 3 関係機関・家庭・地域との連携

5 計画の推進体制

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

6 付録・資料

- 1 用語解説
- 2 計画検討の経過
- 3 西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱
- 4 西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会委員名簿
- 5 西東京市特別支援教育推進計画策定検討委員会設置要領

I 計画の概要

Ⅰ 計画の基本的な考え方

(Ⅰ) 計画策定の趣旨

これまで西東京市では、西東京市教育計画の基本方針、方向に沿って、教育計画の教育支援に関する施策をさらに具体的な事業として5年間でどのように進めていくかを示した「西東京市教育支援推進プラン」を策定し、教育支援・特別支援教育の分野に特化した施策を展開してきました。

東京都では、令和6年3月「東京都教育ビジョン(第5次)」において、「多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向け、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実」が強化のポイントとして示されました。

さらに、令和7年3月「東京都特別支援教育推進計画(第二期)第三次実施計画」において、「国におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた動向、学習、指導要領の基本的な考え方等も踏まえ、推進計画(第二期)に基づく施策を的確・迅速に進め、都における特別支援教育の更なる充実」を図るとされています。

本市においても、発達障害、知的障害、情緒障害、医療的ケアを要する児童・生徒など、教育的ニーズが多様化、複雑化しており、診断の有無にかかわらず、学習面・行動面・情緒面で特別な配慮や支援を必要とする子どもが増加しています。就学前から就学後の進路を見据えた切れ目のない支援体制や、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた通常の学級、特別支援教室、ことばの教室、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場のより一層の充実を図るとともに、インクルーシブ教育システムの理念の下、「誰一人取り残さない教育」を実現するため、多様で柔軟な支援体制を構築していく必要があります。

そのため、西東京市教育委員会においては、特別支援教育について施策の方向性や推進体制、具体的な取組内容をより明確に示す必要があると判断し、「西東京市特別支援教育推進計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ、考え方

西東京市教育計画（令和6年度～令和10年度）、東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画やその他国・都の教育施策等との整合を図りながら、西東京市における特別支援教育の分野において取り組むべき基本的な方向性と施策を示すものです。

また、本市における特別支援教育の分野における現状と課題を整理し、今後取り組むべき課題を明らかにした上で、今後策定される教育分野に関する本市の計画等に施策を反映することを目的とします。

(3) 計画の期間

計画期間は令和9年度から令和11年度の3年間とします。

(4) 計画策定体制

① 西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会

計画策定に当たり、学識経験者、学校関係者、幼稚園・保育園関係者、公募市民等により構成される懇談会において、計画案を検討する。

② 西東京市特別支援教育推進計画策定検討委員会

庁内関係課長で構成される検討委員会において、計画案の調整を図る。

③ 児童・生徒及びその保護者、西東京市立小・中学校の教員からの意見・要望の収集

西東京市立小・中学校に通う児童・生徒及びその保護者、西東京市立小・中学校教員に対して特別支援教育に係る考えや意見を聞き、調査結果を計画策定の検討を進める上での基礎資料とする。

④ 市民意見公募手続の実施

計画の素案に対し、「市民意見提出手続（パブリックコメント）制度」を実施し、広く市民の意見や要望等を収集する。

2 特別支援教育に関する国の動向

平成 19 年(2007) 学校教育法 一部改正

「特殊教育(心身障害教育)」から「特別支援教育」への転換が図られた。

特別支援教育は、発達障害を含め、特別支援を必要とする児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されることになった。

平成 23 年(2011) 障害者基本法 一部改正

国・及び地方公共団体は、障害者がその年齢、能力及び特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害のない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう施策を講じることとされた。

平成 24 年(2012) 中央教育審議会初等中等教育分科会

「インクルーシブ教育システム」の理念が示された。この理念の構築のために、特別支援教育を着実に進めていく必要があることが示された。

平成 26 年(2014) 障害者の権利に関する条約 批准

教育についての障害者の権利を認めることを定め、精神的・身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすること等を目的とし、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度や生涯学習を確保することとされている。

平成 28 年(2016) 障害者差別解消法 施行・発達障害者支援法 改正

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された。障害のある人に切れ目ない支援を行うことの重要性を示す。

また、「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」すること等を新たに規定した。

令和 3 年(2021) 学校教育法施行規則の一部改正

医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員等について、名称及び職務内容を規定した。

令和 3 年(2021) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定

医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく支援が行われなければならないことが示された。

令和5年(2023) 第4期教育振興基本計画(令和5年度～令和9年度)

義務教育の児童・生徒数が減少する中で、特別支援学級の児童・生徒数は増加傾向にある。(2013 年→2021 年で 1.9 倍、全児童生徒数 3.7%)

第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）における5つの基本方針の2には、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」と示されている。障害のある子供の自立と社会参加に向けて、障害者権利条約や障害者基本法等に基づき、障害のある子供とない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組の一層の推進が求められている。また、障害者理解に関する学習や交流及び共同学習についても一層の推進が必要とされている。

3 特別支援教育に関する東京都の動向

平成 16 年(2004) 東京都特別支援教育推進計画

第一次実施計画(平成 16 年度～平成 19 年度)、第二次実施計画(平成 20 年度～平成 22 年度)、第三次実施計画(平成 23 年度～平成 28 年度)

個に応じた指導・支援の充実、発達障害教育の推進、特別支援教育の支援体制の整備など、特別支援学校のみならず、都内公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程並びに都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程を含めた全ての学校において特別支援教育の推進に取り組んだ。

平成 28 年2月(2016) 東京都発達障害教育推進計画

通常の学級において発達障害を含めた障害があると考えられる児童・生徒が一定割合在籍すると考えられることなどから、全ての公立学校において発達障害教育の充実を図っていくため、平成 28 年度から令和2年度までの5年間の計画を策定。

小・中学校全校に特別支援教室を設置することとし、それまで通級指導学級で行ってきた特別な指導について、対象の児童・生徒が在籍校で受けられるようにするとともに、都立学校等においても、通級による指導や教育課程外での特別な指導・支援を実施するなどの取組を進めてきた。

平成 29 年(2017) 東京都特別支援教育推進計画(第二期) 第一次実施計画

東京都特別支援教育推進計画の計画期間終了後における都の方向性を示すため、平成 29 年度から令和8年度までの 10 年間の東京都特別支援教育推進計画(第二期)を策定。

第一次実施計画(平成 29 年度～令和2年度)、新型コロナウイルス感染症への対応により計画期間を1年延長し、第二期推進計画の計画期間が令和9年度まで、第一次実施計画の計画期間が令和3年度までとなった。

<主な取組>

- ・都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、区市町村教育委員会との連携により特別支援学級への支援を計画的・継続的に実施する専門性向上事業の実施
- ・学校生活支援シート(個別の教育支援計画)の活用方法についての周知
- ・小・中学校へ特別支援教室の導入を進め、小学校は平成 30 年度に、中学校は令和3年度に全校設置完了
- ・特別支援教室の円滑な運営のために、全校に特別支援教室専門員を配置
- ・特別支援教室の円滑な運営のために、専門性のある巡回相談心理士を配置

令和3年3月(2021) 特別支援教室の運営ガイドライン

特別支援教室における入退室の流れ、原則の指導期間、指導目標や指導内容の設定の考え方などが示された。

令和4年(2022) 東京都特別支援教育推進計画(第二期) 第二次実施計画

計画期間: 令和4年度～令和6年度

<主な取組>

- ・就学前機関との連携や保護者への適切な情報提供のため、就学相談ガイドブックを作成。
- ・特別支援教室の入室に当たっての発達検査の実施状況が区市町村によって異なることから、優良な取組事例について区市町村教育委員会と情報共有。
- ・特別支援教室における指導事例に関する情報を掲載しているウェブサイトにおいて、新たに特別支援学級や都立特別支援学校の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒が共に学ぶ交流及び共同学習の指導事例に関する情報についても共有する取組を開始。
- ・特別支援教室に入室している児童・生徒が、安心して在籍学級で過ごすことができるよう区市町村が独自に在籍学級で支援を行う人材を配置する場合や、本事業の事務処理を担当する支援員の配置に係る費用の補助事業を開始。

令和6年3月(2024) 東京都教育ビジョン(第5次)(令和6年度～令和10年度)

東京都における教育振興基本計画。都内公立学校の教職員をはじめとする全ての教育関係者の「羅針盤」として、今後、目指すべき方向性を共有する。

基本的な方針②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進が位置づけられている。

「柱2 誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」「基本的な方針7 教育のインクルージョンの推進」において、特別支援教育推進計画に基づく教育環境の整備やインクルーシブな教育の推進が掲げられている。

<主な取組>

- ・本人や保護者の意向を最大限尊重した適切な就学先の決定の促進
- ・デジタルを活用した特別支援教育の推進、交流及び共同学習の実施
- ・副籍制度による交流活動の推進、特別支援教室における指導の充実

指標として、学校生活支援シート及び個別指導計画が作成されている児童・生徒の割合の増加が掲げられている。

令和7年3月(2025) 東京都特別支援教育推進計画(第二期) 第三次実施計画

推進計画(第二期)では、障害のある児童・生徒等も障害のない児童・生徒等も共に学び、互いに理解を深められる共生社会の実現を目指して策定されたが、第三次実施計画においては、東京都教育ビジョン(第5次)や東京都教育施策大綱等も踏まえつつ、長期計画である推進計画(第二期)の理念を基礎とし、社会状況等の変化に対応した施策を進めることで、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図っていくとしている。

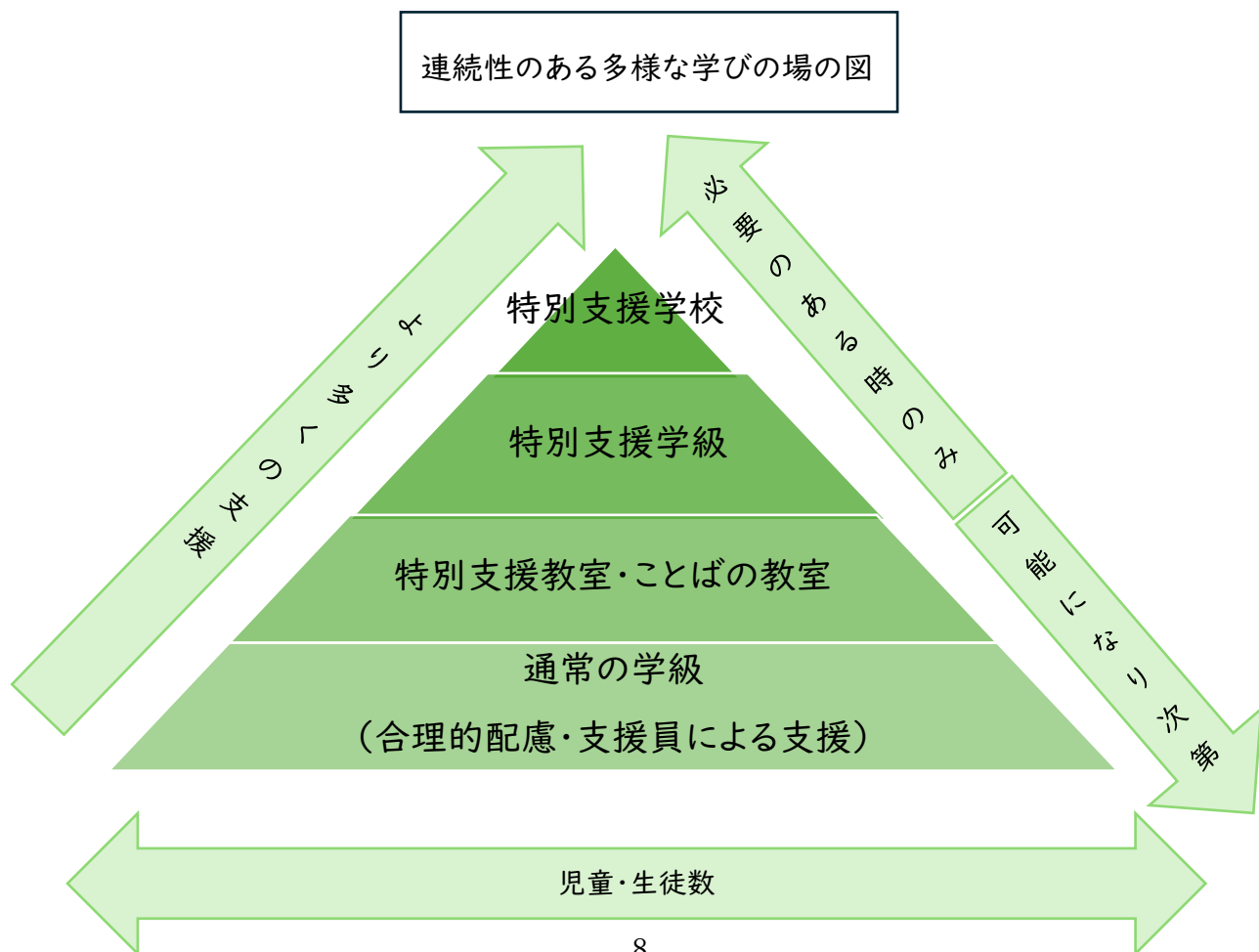
具体的には、特別支援教育を必要とする児童・生徒数の増加や、令和4年9月の障害者権利委員会对日審査における総括所見等を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能か限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現に向けて、関連施策等の更なる充実が求められている。

【連続性のある多様な学びの場とは】

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、連続性のある「多様な学びの場」を用意することが求められています。

本市の小・中学校においては、通常の学級、特別支援教室、ことばの教室、特別支援学級、特別支援学校といった学びの場があります。それぞれの学びの場が独立したものではなく、連携・連続したものとなるよう、本市においては通常の学級と特別支援教室における連携型個別指導計画の活用、通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習、市立小・中学校と都立特別支援学校の副籍交流等の取組を行っております。

また、就学時に決定した「学びの場」が固定されたものではなく、児童・生徒一人ひとりの発達の様子、学習や生活の適応の様子等を踏まえて、学校や学びの場を柔軟に変更できる仕組みの充実も必要となります。本市の就学支援委員会においては、本人・保護者の意向を尊重した就学先の検討を行っていますが、学びの場の情報提供や理解推進の一層の充実に取り組んでまいります。



2 西東京市における特別支援教育の現状と課題

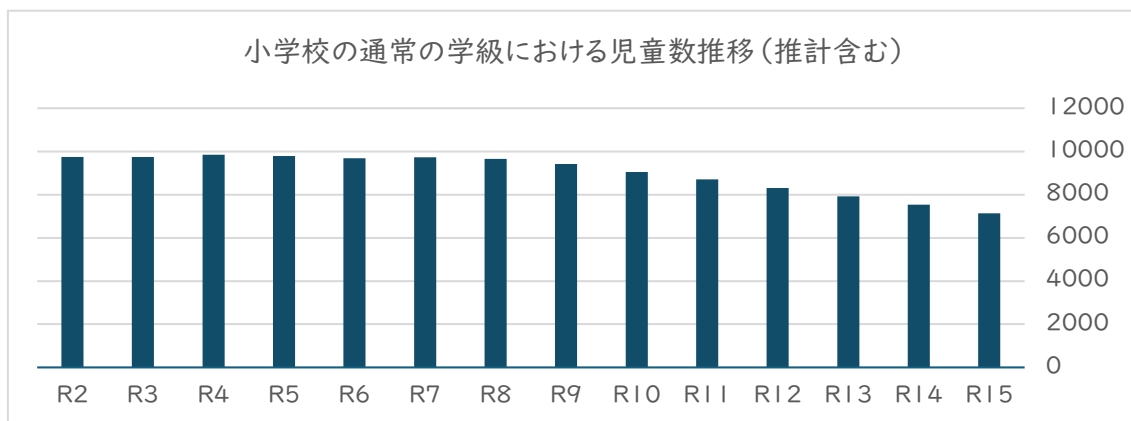
Ⅰ 特別支援教育に関わる学級等の設置状況

(1) 西東京市における通常の学級の児童・生徒数

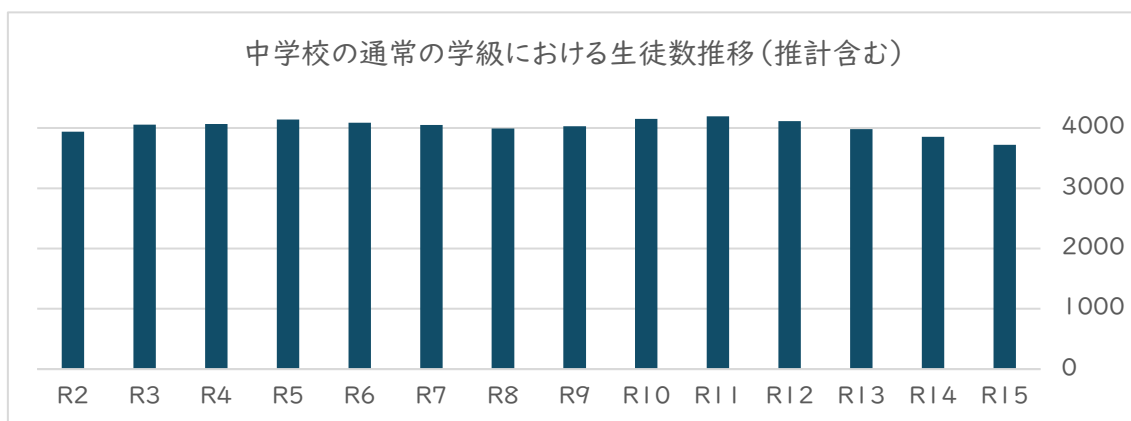
西東京市立学校は18校、中学校は9校設置されています。

【通常の学級における児童数・生徒数の推移（推計含む）】

単位：人



単位：人



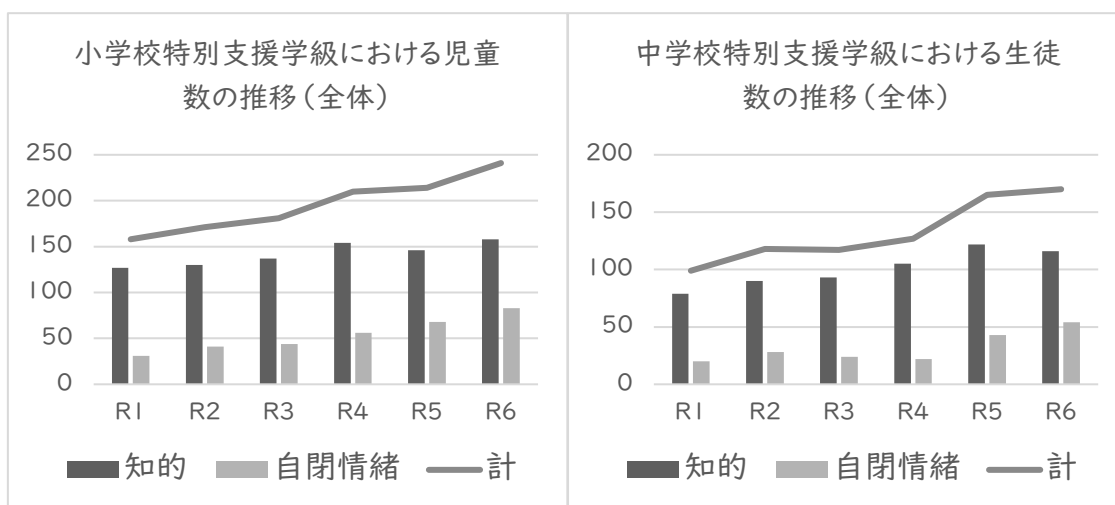
出典：西東京市特別支援学級配置計画（令和7年1月）

(2) 特別支援学級の設置状況

特別支援学級は小学校7校（田無小学校、中原小学校、東小学校、柳沢小学校、本町小学校、住吉小学校、けやき小学校）、中学校5校（田無第一中学校、保谷中学校、ひばりが丘中学校、青嵐中学校、柳沢中学校）に設置されています。また、各校知的学級、自閉・情緒学級（令和8年度からの特別支援学級新設校は知的学級のみ）が併設されています。

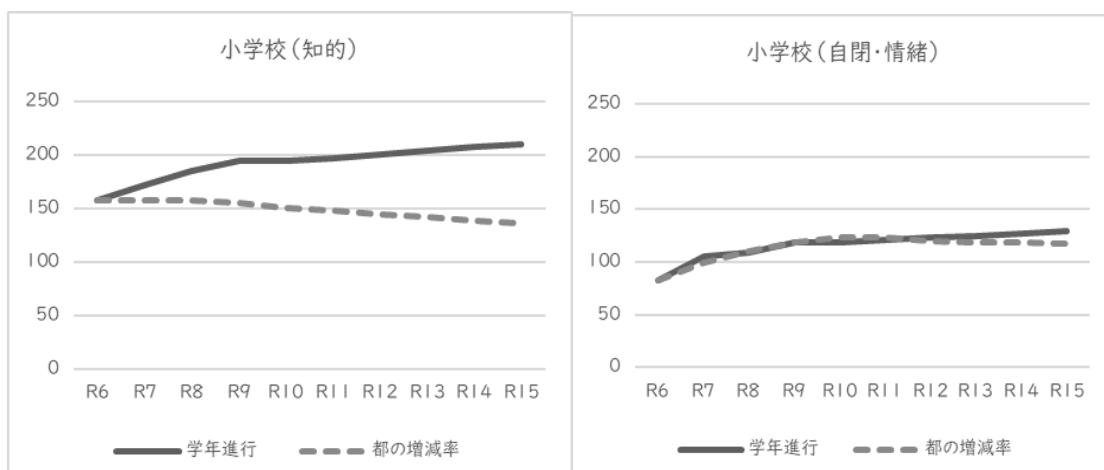
【特別支援学級における児童数・生徒数の推移】

単位：人



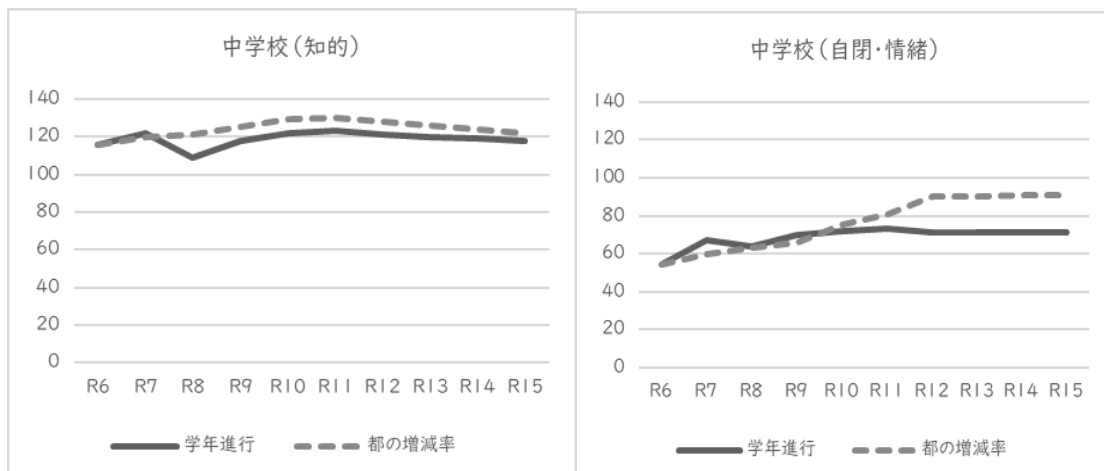
【小学校特別支援学級における児童数の推計】

単位：人



【中学校特別支援学級における生徒数の推計】

単位：人



出典：西東京市特別支援学級配置計画（令和7年1月）

(3) 特別支援教室の設置状況

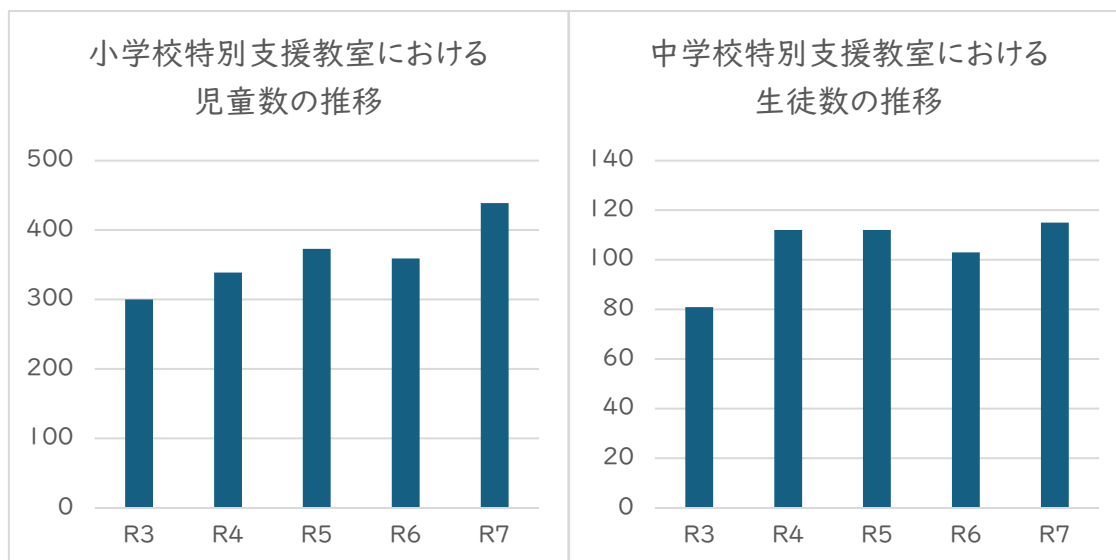
特別支援教室は巡回指導教員が拠点校から巡回校に巡回し指導を行っています。

<拠点校と巡回校>

拠点校	保谷第一小	谷戸小	東伏見小	けやき小	田無第二中	明保中
巡回校	碧山小	田無小	保谷小	向台小	田無第一中	保谷中
	栄小	中原小	保谷第二小	芝久保小	ひばりが丘中	青嵐中
	東小	谷戸第二小	柳沢小	上向台小	田無第三中	柳沢中
	住吉小		本町小		田無第四中	

【特別支援教室における児童数・生徒数の推移】

単位：人



出典：西東京市特別支援学級配置計画（令和7年1月）

2 西東京市のこれまでの取組

平成 26 年 西東京市教育支援推進プラン(平成 26 年度～平成 30 年度)

西東京市特別支援教育検討委員会において、課題を整理・検証。特別支援教育の仕組みと内容・方法を考え、教育計画に反映することを目的として検討を重ねました。

<主な内容>

- ・本プランの達成状況の把握と必要な研究・検証を行うために「教育支援推進委員会」を設置
- ・教育支援システムの構築(一覧表、個別の教育支援計画、個別指導計画等の市内統一した教育支援ツールの活用)
- ・教育委員会からの専門家派遣(専門家チーム、教育支援アドバイザー)
- ・校内支援の充実(指導補助員の活用、特別支援教室の検討)
- ※指導補助員は令和2年度から学校生活支援員へ移行
- ・ことばの教室担当教員による全小学校へのスクリーニング(発音・話し方調べ)実施
- ・外国語を母語とする児童・生徒への教育の充実(日本語適応指導)
- ・特別支援学級の充実と学級の整備
- ・副籍制度による交流等の実施
- ・就学支援シートの活用
- ・個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の発展

平成 29 年 小学校特別支援教室の設置

令和元年 西東京市教育支援推進プラン(平成 31(令和元)年度～令和5年度)

西東京市教育計画に施策体系を対応させ、教育計画との整合性を図りつつ、教育支援・特別支援教育の分野に特化した施策を展開しました。

<主な取組>

- ・校内委員会の充実
- ・教育支援システムの活用の推進
- ・小学校第1学年の発音・話し方調べの実施

- ・マルチメディアデイジーの活用
- ・教育委員会から学校への専門家派遣
- ・就学支援シートの活用
- ・副籍制度を活用した交流の推進

令和3年 中学校特別支援教室の開設

令和4年 ひばりが丘中学校特別支援学級開設・けやき小学校特別支援教室拠点校化

令和6年 全小・中学校において特別支援教室小集団指導の開始

3 西東京市特別支援教育推進計画アンケート調査結果概要について

西東京市立小・中学校に通う児童・生徒及びその保護者、西東京市立小・中学校教員に対して特別支援教育に係る考えや意見を聞き、調査結果を計画策定の検討を進める上での基礎資料として活用するためにアンケート調査を実施しました。

(1)調査期間

令和7年10月20日から令和7年11月17日まで

(2)対象者

- ① 全市立小学校の通常の学級に在籍する2年生、4年生及び6年生児童
(各学年全クラス)

全市立中学校の通常の学級に在籍する2年生生徒(全クラス)

特別支援教室又はことばの教室利用者も含む。

- ② ①対象児童・生徒の保護者

- ③ 市立小学校の特別支援学級に在籍する2年生、4年生及び6年生児童(全員)、
市立中学校の特別支援学級に在籍する2年生生徒(全員)

- ④ ③対象児童・生徒の保護者

- ⑤ 全市立小・中学校の教員(全員)

(3)実施方法

WEB アンケート「LoGo フォーム」で実施。

- ① 教育指導課で作成したアンケートお知らせ文書を学校へ配布。

- ② 児童・生徒はGIGA 端末で回答。

- ③ 保護者へはすぐーるでお知らせし、自身のスマートフォン等で回答。

(4)回答状況

番号	対象	対象者数	回答数	回答率
1-1	通常の学級小学校2年生	1,569 人	1,183 人	75.4%
1-2	通常の学級小学校4年生・6年生	3,272 人	2,258 人	69.0%
1-3	通常の学級中学校2年生	1,369 人	866 人	63.3%
2	通常の学級保護者	6,210 人	1,293 人	20.8%
3-1	特別支援学級小学校2年生	44 人	38 人	86.4%
3-2	特別支援学級小学校4年生・6年生	113 人	85 人	75.2%
3-3	特別支援学級中学校2年生	50 人	34 人	68.0%
4	特別支援学級保護者	207 人	58 人	28.0%
5	西東京市立小・中学校教員	822 人	468 人	56.9%

(5) アンケート回答のまとめ

① 通常の学級に在籍する児童・生徒

- ・学校生活で困った時に相談できる先生や大人は、「担任の先生、担任以外の先生」に相談できると答えた児童・生徒が 76.7%いた。
- ・学校生活で困っていることはない児童・生徒が 38.5%、相談できる大人はいないと答えた児童・生徒は 5.9%であった。
- ・特別支援教室については 70.0%が知っているが、ことばの教室を知っている児童・生徒は 21.6%であった。
- ・普段の学校生活の中でこういう手助けがあったらいいと思うことは、「話が一度で聞き取れなかった時に繰り返してもらえる」「授業で困っている時に手助けしてくれる人」「イライラしたり悲しい気持ちになった時に落ち着ける静かな部屋」の順に回答が多かった。

② 通常の学級に在籍する児童・生徒の保護者

- ・就学支援シートを作成したことがある保護者は 15.4%であった。
- ・特別支援教室を現在利用又は過去に利用したことがある人数は 11.1%、ことばの教室を現在利用又は過去に利用したことがある人数は 1.9%となっている。
- 一方、個別の教育支援計画を作成したことのある人数は 5.5%、個別指導計画を作成したことのある人数は 6.3%と、作成が必要な人数よりも少なくなっている。
- ※特別支援教室・ことばの教室に在籍する児童・生徒は個別の教育支援計画・個別指導計画を必ず作成することとなっている。
- ・自由記述では、特別支援学級の増設、個別の教育支援計画・個別指導計画の周知、特別支援教育全般に関する情報発信について意見が挙がっている。

③ 特別支援学級に在籍する児童・生徒

- ・学校生活が「とても楽しい・まあまあ楽しい」と答えた児童・生徒が 91.7%であった。
- ・学校生活で困ったことはないと答えた児童・生徒が 45.9%であった。

④ 特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者

- ・特別支援学級の指導内容について「大変良い・良い」と答えた保護者が 82.7%であった。
- ・特別支援学級における指導環境について「大変良い・良い」と答えた保護者が 77.5%であった。
- ・教育委員会からの特別支援教育についての情報発信について「大変良い・良い」と答えた保護者が 36.2%、「あまり良くない・良くない」と答えた保護者が 36.2%であった。
- ・教育委員会の相談窓口の体制について「大変良い・良い」と答えた保護者が 31.0%、「あまり良くない・良くない」と答えた保護者が 36.2%であった。
- ・自由記述では、就学支援シートの活用、交流及び共同学習の要望、療育機関等との連携、進路について等の回答が挙がっている。

⑤ 西東京市立小・中学校教員

- ・校内支援体制の人的環境整備について、「大変良い・良い」と答えた教員が 52.8%、「あまり良くない・良くない」と答えた教員が 42.3%であった。

- ・教育支援システムの活用の推進について、「大変良い・良い」と答えた教員が 43.6%、「あまり良くない・良くない」と答えた教員が 49.6%であった。
- ・インクルーシブ教育の充実について、「大変良い・良い」と答えた教員が 53.4%、「あまり良くない・良くない」と答えた教員が 33.8%であった。
- ・特別支援教育の推進に必要なだと考えることは、「個に応じた教育支援を行うための支援員の充実」「特別支援教育に関する環境整備（施設等ハード面の予算）の充実」「特別支援教育に関する教材・教具（ソフト的な予算）の充実」の順に回答が多かった。
- ・自由記述では、特別支援教育の関係書類・書式の整理について、特別支援教室拠点校の増について等の意見が挙がっている

<今後の方向性>

- ・通常の学級の児童・生徒にとっての「分かりやすい授業」や「普段の学校生活の中で、こういう手助けがあったらいいなと思うこと」などの回答を踏まえて、指導・支援に活かす。
- ・特別支援学級の児童・生徒にとっての学校生活が今後も充実するよう、特別支援学級の指導・支援体制、環境整備の充実に取り組む。
- ・就学支援シート・個別の教育支援計画・個別指導計画については知らない保護者も多く、保護者への周知を図りつつ活用を推進する。
- ・保護者や教員から求められている、特別支援教育の環境整備（施設等ハード面・ソフト面）や学校の人的環境整備の充実に取り組む。
- ・就学相談において保護者から求められている、就学相談の仕組み、多様な学びの場の周知、本人や保護者の意思を尊重した柔軟な学びの場の決定などに取り組む。

すべての学びの場における特別支援教育の推進

～一人ひとりを大切にする教育の推進～

基本方針1 学校における指導・支援体制の充実

校内委員会の充実や個別の教育支援計画・個別指導計画に基づく指導と支援の充実など、学校における指導・支援体制の充実を図ります。そのための教育委員会の取組も合わせて充実を図ります。

基本方針2 特別支援教育を推進する環境の整備と充実

教育委員会が主体となり、インクルーシブ教育システム※の理念の下、多様化・複雑化する教育的ニーズを踏まえた柔軟な支援体制づくりに努めます。

また、障害の有無にかかわらず、すべての子どもができるだけ同じ場で、ともに学ぶことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、基礎的環境整備と条件整備※の構築を目指します。

基本方針3 関係機関・家庭・地域との連携

就学前から就学後までの切れ目ない支援体制の充実のため、関係機関・家庭・地域との連携を図ります。地域・保護者への特別支援教育に関する情報発信の充実を図ります。

本人・保護者の意思を尊重した柔軟な学びの場を選択できるよう就学相談体制の充実を図ります。

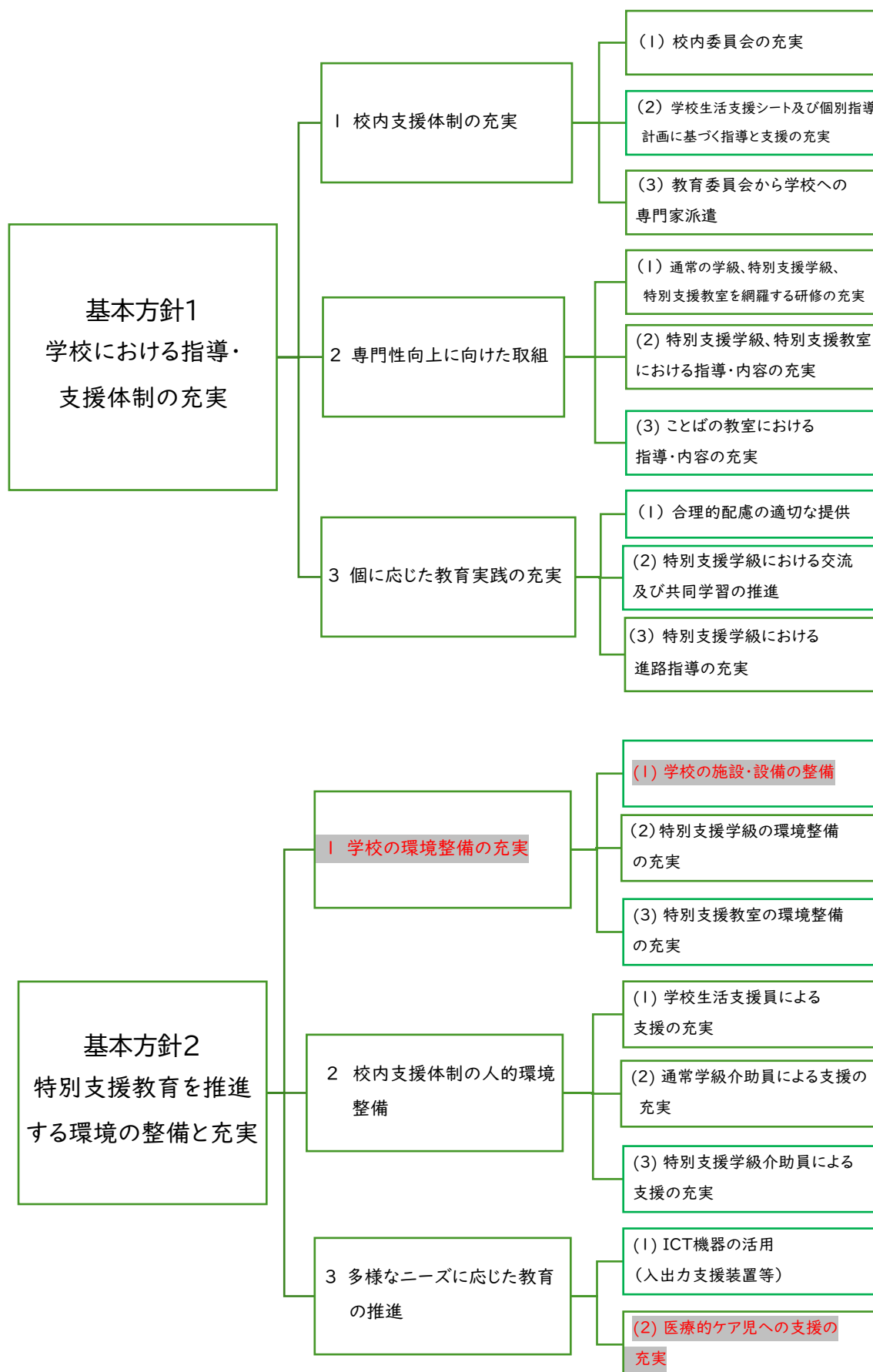
※インクルーシブ教育システム：障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに 最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備すること。

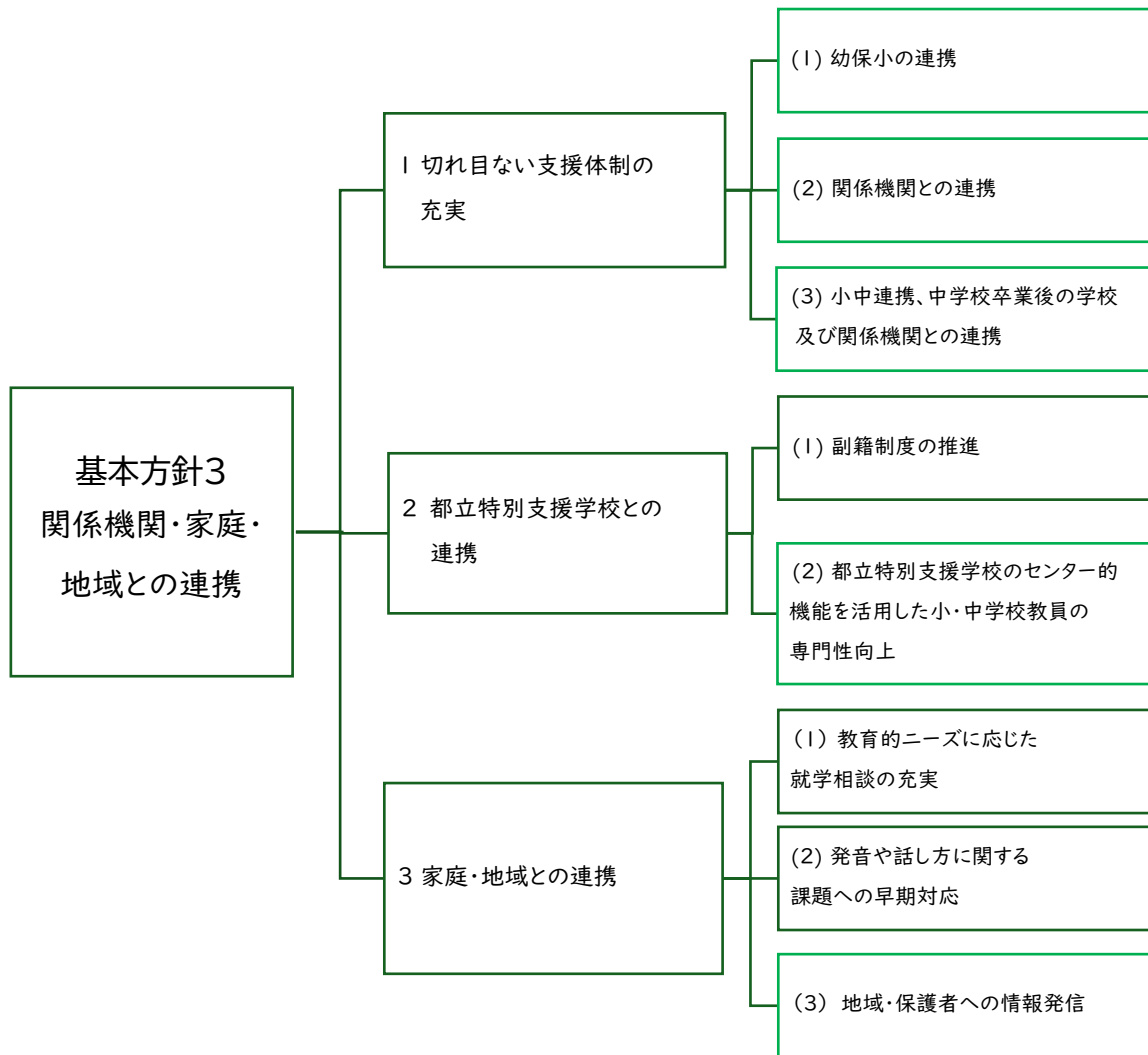
インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様な柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

※基礎的環境整備と条件整備：基礎的環境整備とは、障害等のある子どもたちが快適に過ごせるようにスロープや特別な教材など物理的な環境を整備すること。条件整備とは、教職員の研修や特別な支援体制を作るなど教育を支える体制を整備すること。

3 西東京市特別支援教育推進計画施策体系

3 西東京市特別支援教育推進計画施策体系





【第2回懇談会提出資料】西東京市特別支援教育推進計画施策体系（案）

旧

基本方針1
学校における指導・
支援体制の充実

1 校内支援体制の充実

(1) 校内委員会の充実

(2) 学校生活支援シート及び個別指導
計画に基づく指導と支援の充実

(3) 教育委員会から学校への
専門家派遣

2 専門性向上に向けた取組

(1) 通常の学級、特別支援学級、
特別支援教室を網羅する研修の充実

(2) 特別支援学級、特別支援教室
における指導・内容の充実

(3) ことばの教室における
指導・内容の充実

3 個に応じた教育実践の充実

(1) 合理的配慮の適切な提供

(2) 特別支援学級における
交流及び共同学習の推進

(3) 特別支援学級における
進路指導の充実

基本方針2
特別支援教育を推進
する環境の整備と充実

1 特別支援教育の施設・設備
の整備

(1) 特別支援学級の環境整備
の充実

(2) 特別支援教室の環境整備
の充実

2 校内支援体制の人的環境
整備

(1) 学校生活支援員による
支援の充実

(2) 介助員制度の実施
(通常学級介助員)

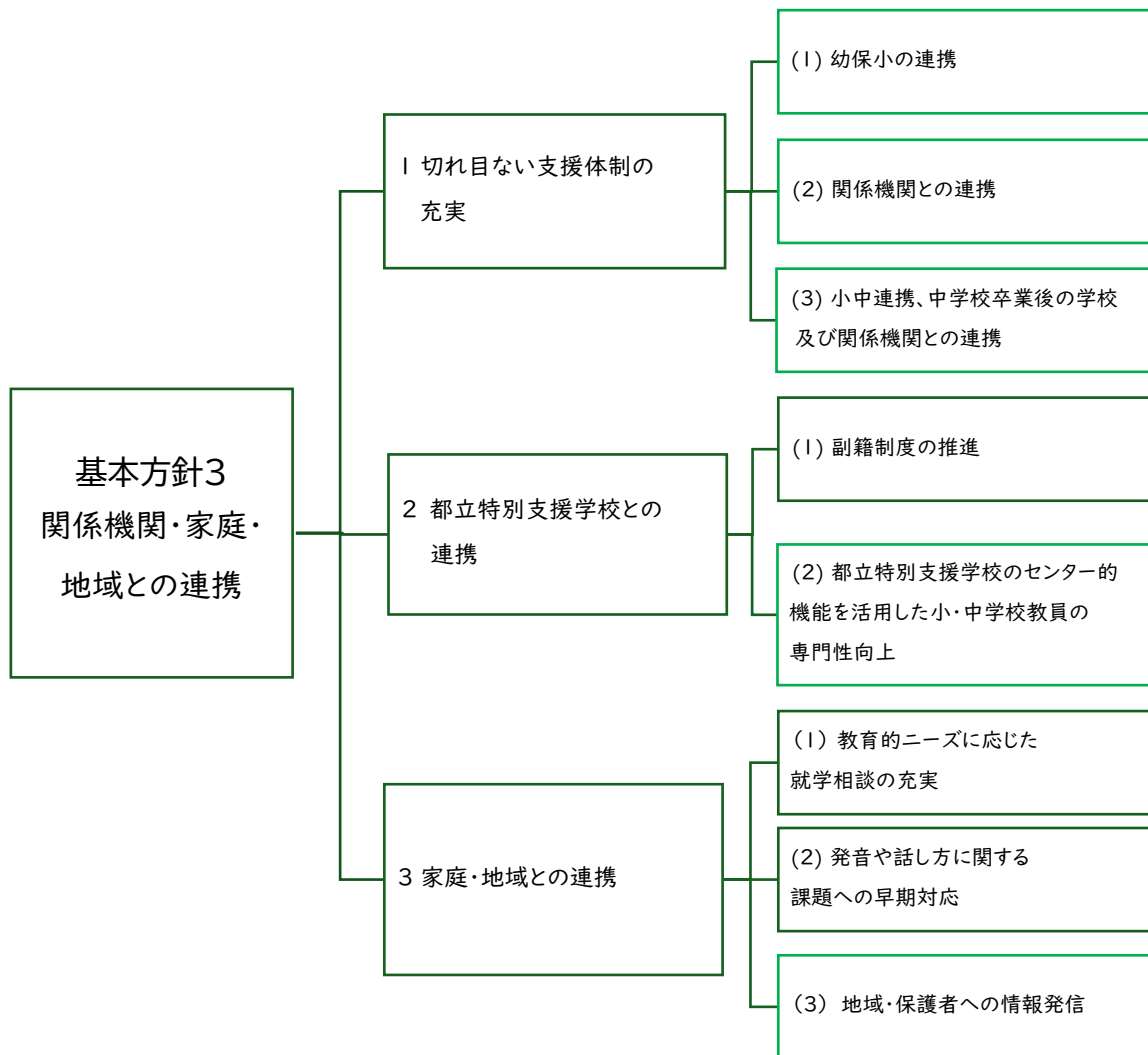
(3) 特別支援学級介助員による
支援の充実

3 多様なニーズに応じた教育
の推進

(1) ICT機器の活用
(入出力支援装置等)

(2) インクルーシブ教育の充実

【第2回懇談会提出資料】西東京市特別支援教育推進計画施策体系（案）



4 施策の展開

基本方針Ⅰ

学校における指導・支援体制の充実

校内委員会の充実や個別の教育支援計画・個別指導計画に基づく指導と支援の充実など、学校における指導・支援体制の充実を図ります。そのための教育委員会の取組も合わせて充実を図ります。

Ⅰ 校内支援体制の充実

(Ⅰ) 校内委員会の充実〔教育指導課〕

<現状と課題>

各学校において、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、児童・生徒の実態把握や児童・生徒が互いに尊重し、支え合い、多様な在り方を認め合う態度の育成などの支援対策を行うための校内委員会の充実を図っています。また、教育支援コーディネーター※の資質・能力の向上に努めています。

市立小・中学校教員アンケート「質問5:特別支援教育に関わる事業の進捗等、評価(Ⅰ)校内委員会の充実」では、「大変良い・良い」の回答が81.2%となっています。

就学支援委員会にかかる児童・生徒の検討や、特別支援教室※における指導効果の検証での検討など、校内委員会で検討する内容は年々変化しています。各学校において、十分な検討ができるよう教育委員会からも必要な情報提供を行うなど、校内委員会の充実に向けた取組を進めて行く必要があります。

<対応>

引き続き、各学校において、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、児童・生徒の実態把握や児童・生徒が互いに尊重し、支え合い、多様な在り方を認め合う態度の育成などの支援対策を行うための校内委員会の充実を図ります。そのために、教育支援コーディネーターの資質・能力の向上に努めます。

教育支援アドバイザー※による各学校の巡回、校内委員会における助言を行います。また、教育支援コーディネーター連絡会等において、**アンケートを実施し、アンケート結果に基づいた、外部講師を招いた**研修の実施や情報提供等を行います。

基本方針Ⅰ 学校における指導・支援体制の充実

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	調査・実施		

※教育支援コーディネーター：学校内の関係者や外部機関との連絡調整、及び保護者の相談窓口として、児童・生徒に関する様々な相談に応じるとともに、校内における支援に関するコーディネーターの役割を担う教員。

※特別支援教室：通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする、主に発達障害のある児童・生徒を対象として、教員が巡回指導することで、在籍校で特別な指導が受けられるようにするための教室のこと。

※教育支援アドバイザー：市立小・中学校を巡回し、児童・生徒の個に応じた教育支援に関する助言を学校に行う専門家で、臨床心理士、特別支援教育士などがあたる。

(2) 個別の教育支援計画(学校生活支援シート)及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実〔教育指導課〕

<現状と課題>

学習指導要領により、特別支援学級に在籍する児童・生徒、特別支援教室やことばの教室を利用している児童・生徒に対して、個別の教育支援計画(学校生活支援シート)※及び個別指導計画※を必ず作成し、活用することが求められています。

通常の学級に在籍する児童・生徒については、作成及び活用について努力義務と定められていますが、本市では「教育支援システム※」を活用し、個別の教育支援計画・個別指導計画の作成・支援をすすめてきました。

通常の学級に在籍する児童・生徒の保護者のアンケート結果では、78.0%の方が、「個別の教育支援計画又は個別指導計画を知らない、分からない。」と回答しています。

特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者のアンケート結果では、60%以上の方が「個別の教育支援計画又は個別指導計画が活用されていると感じている。」と回答しています。自由記述では、評価の声がある一方、個別の教育支援計画・個別指導計画について把握していないという回答もありました。作成が必須である特別支援教室・ことばの教室※、特別支援学級においても「個別の教育支援計画・個別指導計画」について認識していない保護者が一定数存在しています。学校から保護者への説明・周知方法等を確認していく必要があります。

<対応>

各学校において、個別の教育支援計画(学校生活支援シート)や個別指導計画に基づく指導と支援の充実を図るため、個別の教育支援計画(学校生活支援シート)・個別指導計画の具体的な作成事例を学校に示します。また、校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制づくりを進め、全ての教員がこれら二つの計画についての正しい知識と理解を深めていけるよう努めます。

特別支援教室やことばの教室による指導においては、担当教員間の連携の取り方を工夫し、個別指導計画に基づく評価や情報交換等が行われるよう各種研修会や連絡会を通して周知していきます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実施 		

基本方針Ⅰ 学校における指導・支援体制の充実

※個別の教育支援計画（学校生活支援シート）：保護者・学校・保健・医療等が連携し、子どもを支援していくための継続的な計画。

※個別指導計画：学校生活において困っていることや支援が必要な場面がある子どものための短期的な指導目標。

※教育支援システム：児童・生徒一人ひとりの「個に応じた教育」を校内で進めていくため、各学校の教員が入力、作成、閲覧、共有できるシステム。児童・生徒に関する“気づき”を記録する一覧表、個別の教育支援計画（学校生活支援シート）、個別指導計画を効率的に作成することができる。

※ことばの教室：保谷小学校・芝久保小学校に設置されており、週１回１時間程度、構音や吃音の改善を目指す指導を行っている。

(3) 教育委員会から学校への専門家派遣〔教育支援課・教育指導課〕

<現状と課題>

各学校に教育支援アドバイザーやスクールソーシャルワーカー※などを定期的に派遣し、校内委員会等で、個別の教育支援計画（学校生活支援シート）・個別指導計画の作成、支援方針への助言などを行うことで、校内支援の充実を図っています。

市立小・中学校教員アンケート「質問5：特別支援教育に関わる事業の進捗等、評価（7）教育委員会から学校への専門家派遣」では、「大変良い・良い」の回答が77.6%となっています。

就学支援委員会にかかる児童・生徒数の増加、特別支援教室における指導効果の検証など校内委員会での検討する内容が年々変化しています。教育支援アドバイザーによる訪問時の助言や校内研修の実施など、これまで以上に校内支援の充実を図る必要があります。

スクールソーシャルワーカーの対応回数が増加してきている一方、学校によっては、まだ上手く活用できていないとの評価もあります。保護者に向けたスクールソーシャルワーカーの周知や、学校への具体的な活用事例の紹介等により、活用を推進する必要があります。

また、特別支援学級の小学校1年生児童に対する発音・話し方調べの際、言語聴覚士を派遣し、担任の先生を通じて保護者へ助言をしておりますが、フィードバックの方法について検討する必要があります。

<対応>

引き続き各学校に教育支援アドバイザーやスクールソーシャルワーカーなどを定期的に派遣し、校内支援の充実を図ります。教育支援アドバイザーは、通常の学級に在籍する児童・生徒の支援方針への助言を行うとともに、特別支援教室における指導効果の検証において、特別支援教室の指導目標の達成状況やその後の支援の方向性等について助言を行います。

スクールソーシャルワーカーのリーフレットを保護者に配布し、小・中学校の教育支援コーディネーター対象の研修等を行うことで、スクールソーシャルワーカーの活用推進を図ります。

特別支援学級の小学校1年生児童に対する発音・話し方調べの際、言語聴覚士から保護者への担任の先生を通じた助言・フィードバックの方法について、保護者からの質問事項を事前に確認できる様式を作成する等充実を図ります。

基本方針Ⅰ 学校における指導・支援体制の充実

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実		

※スクールソーシャルワーカー：子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向けた支援を行う専門家。

2 専門性向上に向けた取組

(1) 通常の学級、特別支援学級、特別支援教室を網羅する研修の充実〔教育指導課〕

<現状と課題>

すべての児童・生徒の抱える教育的ニーズを捉え、一人ひとりの特性や障害の程度などに配慮した指導になるよう教員研修の充実を図り、教員の資質能力の向上を図っています。

市立小・中学校教員アンケート「質問5:特別支援教育に関わる事業の進捗等、評価(6) 通常の学級、特別支援学級、特別支援教室を網羅する研修の充実」では、「大変良い・良い」の回答が57.7%となっています。また、「質問7:特別支援教育の推進について必要だと考えること (1) 特別支援教育に関する教員研修の充実」では、研修の充実を求める回答が多くありました。

<対応>

市立小・中学校教員を対象とした理解啓発研修を実施し、学校内で研修内容を共有し学校全体の教員の資質能力の向上に努めます。研修受講者へのアンケートを実施し、研修時間の延長やテーマのリクエストに応える等、学校現場のニーズに応じた研修内容となるよう努めます。

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年次計画	実施 		

(2) 特別支援学級、特別支援教室における指導・内容の充実〔教育指導課〕

<現状と課題>

市立小・中学校の特別支援学級や特別支援教室において、児童・生徒の発達段階や特性を十分に踏まえ、障害や課題（読み書きを含む）の種別に応じた教育課程を編成しています。また、指導効果の定期的な振り返りと指導内容のさらなる充実に向け、特別支援学校との連携も進めながら取り組むこととしています。

特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者のアンケート「質問6：西東京市教育委員会の特別支援教育の推進や充実に向けた取組（Ⅰ）特別支援学級における指導内容について」では、特別支援学級における指導内容について「大変良い・良い」の回答が82.7%となっています。

市立小・中学校教員アンケート「質問5：特別支援教育に関わる事業の進捗等、評価（Ⅹ）特別支援学級、特別支援教室における指導・内容の充実」では、「大変良い・良い」の回答が71.4%となっています。

保護者・教員双方から評価を受けており、引き続き特別支援学級、特別支援教室における指導・内容の充実に取り組んでいく必要があります。

<対応>

引き続き、市立小・中学校の特別支援学級や特別支援教室において、児童・生徒の発達段階や特性を十分に踏まえ、障害の種別に応じた教育課程を編成します。また、指導効果の定期的な振り返りと指導内容のさらなる充実に向け、特別支援学校との連携も進めながら取り組みます。

都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学級・特別支援教室の指導について特別支援学校の教員から指導・助言を受け、専門性の向上を図ります。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	検討	実施 	

(3) ことばの教室における指導・内容の充実〔教育指導課〕

<現状と課題>

ことばの教室は保谷小学校・芝久保小学校に設置されています。週1回1時間程度、構音や吃音の改善を目指す指導を行っています。専門性向上の取組として言語聴覚士を講師に招き、ことばの教室設置校を会場として教育委員会主催の言語通級研修会を実施しています。

通常の学級に在籍する児童・生徒の保護者のアンケート「質問12:お子さんがことばの教室に通って良かったと感じている点がありますか」では、「お子さんの成長を感じられる。」の回答が68.0%、「お子さんが自信を持てるようになり、楽しく学校に行けるようになった。」の回答が20.0%となっています。

ことばの教室における専門性の向上のため、実際の指導ニーズに応じた研修内容を検討し充実に図る必要があります。

<対応>

市立小学校のことばの教室において、児童の発達段階や特性を十分に踏まえ、障害の程度に応じた教育課程を編成します。言語聴覚士の指導・助言を受けながら行うことばの教室における指導効果の検証の実施や、ことばの教室の教員等を対象とした言語等に関する研修会を新たに実施し、ことばの教室の教員の専門性の向上を図ります。

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年次計画	実施 		

3 個に応じた教育実践の充実

(1) 合理的配慮の適切な提供〔教育指導課〕

<現状と課題>

合理的配慮[※]の適切な提供に向けた取組として、教育支援コーディネーター連絡会において都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの先生を研修講師として招き、合理的配慮に関する研修を行っています。

合理的配慮の適切な提供に向けて、研修の内容や実施時期について検討する必要があります。また、管理職やその他の教員など、対象者についても検討する必要があります。

<対応>

すべての学びの場で、障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばさせていくために、児童・生徒や保護者等の申出に応じて、合理的配慮を適切に提供していきます。

ユニバーサルデザイン[※]化の取り組みを理解啓発の研修のテーマとして設定する等、ユニバーサルデザイン化の促進について学校へ広く周知します。

都立特別支援学校のセンター的機能を活用した教員研修を実施する等、各学校で合理的配慮が適切に行われるよう教育委員会からも働きかけていきます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実		

※合理的配慮：「障害者の権利に関する条約」第2条において、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

※ユニバーサルデザイン：ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味をもつすべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。

(2) 特別支援学級における交流及び共同学習の推進〔教育指導課〕

<現状と課題>

市立小・中学校の特別支援学級設置校において、通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を推進します。

特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者のアンケート「質問 12:西東京市の特別支援教育についてのご意見等」では、交流及び共同学習の推進について「通常の学級との交流の機会が少ない」といった意見が挙がっています。

<対応>

市立小・中学校の特別支援学級設置校において、通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を推進し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に活動することで、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学びます。

各校の取り組み事例を収集し、教員間での共有や保護者等への周知についても検討していきます。

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年次 計画	検討	実施	

(3) 特別支援学級における進路指導の充実〔教育指導課〕

<現状と課題>

特別支援学級に在籍する児童・生徒の進路には様々な選択肢があります。都立特別支援学校、都立特別支援学校職業科、都立高校普通科、チャレンジスクール等、市立小・中学校において児童・生徒に合わせた進路指導を行っています。

就学相談の場等において、小学校や中学校卒業後の進路について悩む保護者の方もいます。

特別支援学級に在籍する児童・生徒アンケート「卒業したら、どのような学校へ進学したいですか」では、「どのような進路があるか分からない」を選んだ児童・生徒が20%以上でした。

特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者のアンケート「質問12:西東京市の特別支援教育についてのご意見等」では、「卒業後の進路について情報が少ない」「進路についての説明などを聞ける機会がほしい」といった意見が挙がっています。

卒業後の進路のイメージを持ちながら、適切な就学の間を検討できるよう、児童・生徒や保護者へ情報提供を行っていく必要があります。

<対応>

都立~~特別支援学校~~高等部等の教員を招へいし、~~市立小・中学校の特別支援学級~~教員を対象に~~市立中学校~~卒業後の進路について情報を共有することや、特別支援学級における進路指導の充実等について検討を進めます。

また、特別支援学級からの進路先等の情報を学校と教育委員会で共有し、特別支援学級への就学・転学を考えている児童・生徒とその保護者に対しての情報提供についても検討していきます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実施・検討		

2 特別支援教育を推進する環境の整備と充実

基本方針2

特別支援教育を推進する環境の整備と充実

教育委員会が主体となり、**インクルーシブ教育システムの理念の下、多様化・複雑化する教育的ニーズを踏まえた柔軟な支援体制づくりに努めます。**~~特別支援教育を推進する環境の整備と充実を図ります。~~

また、障害の有無にかかわらず、すべての子どもができるだけ同じ場で、ともに学ぶことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、**基礎的環境整備と条件整備※の構築を目指します。**~~施設・設備の環境整備、人的環境整備の充実に取り組みます。~~

I **学校の環境整備の充実**~~特別支援教育の施設・設備の整備~~

(1) **学校の施設・設備の整備**〔教育企画課・学務課・教育指導課〕

<現状と課題>

学校施設の建替えにおいて、段差解消や手すりの設置とともに、**バリアフリースイレやエレベーターなどの整備によるバリアフリー化を推進します。**

市立小・中学校教員アンケート「質問7:特別支援教育の推進について必要だと考えること」では、「(2)特別支援教育に関する環境整備(施設等ハード面の予算)の充実」が多くなっています。施設面等の基礎的環境整備に力を入れていく必要があります。

<対応>

引き続き、学校施設の建替えにおいて、段差解消や手すりの設置とともに、**バリアフリースイレやエレベーターなどの整備によるバリアフリー化を推進します。**

また、既存の学校の施設についても、各校の実情に配慮しながらバリアフリー化を推進するなど、**基礎的環境整備の充実を目指します。**

2 特別支援教育を推進する環境の整備と充実

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年次計画	実施・検討 		

(2) 特別支援学級の環境整備と充実〔教育企画課・学務課・教育指導課〕

<現状と課題>

特別支援学級に在籍する児童・生徒が増加傾向にあることから、令和7年1月に特別支援学級の配置についての実行計画として「西東京市特別支援学級配置計画」を策定しています。

令和8年度には、本町小学校・住吉小学校・けやき小学校・柳沢中学校に新たに特別支援学級を開設しました。

特別支援学級保護者アンケート「質問12：西東京市の特別支援教育についてのご意見等」では、「特別支援学級が新規に開設されることで通いやすくなる」などの意見が挙がっています。

<対応>

引き続き、特別支援学級の開設や運営について検討し、必要な予算措置を行う等、環境整備の充実に取り組めます。

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年次計画	検討 		

2 特別支援教育を推進する環境の整備と充実

~~(2)~~ (3) 特別支援教室の環境整備と充実〔教育指導課〕

<現状と課題>

小学校の特別支援教室は、拠点校が4校（保谷第一小学校・谷戸小学校・東伏見小学校・けやき小学校）設置されており、巡回校はそれぞれ4校から5校となっています。

中学校の特別支援教室は、拠点校が2校（田無第二中学校・明保中学校）設置されており、巡回校はそれぞれ4校から5校となっています。

巡回校が多いことで、巡回指導教員の巡回の負担が大きくなっています。また、拠点校では巡回指導教員の執務環境が整っているものの、巡回校では執務環境が限定されています。~~拠点校の開設により、巡回指導教員と在籍校教員との連携が密に取れるメリットが考えられます。~~

市立小・中学校教員アンケート「質問8：西東京市の特別支援教育の推進についてのご意見等」では、「拠点校を増やし、巡回校が2～3校程度になると、効率よく指導ができ、**しっかりと児童の実態も把握できると思う。**」「**巡回の先生方は、毎日忙しく巡回しており、通常学級担任との情報共有の機会が少ない。**」などの意見が挙がっています。

拠点校を新たに開設し、巡回校を減らすことにより、巡回指導教員と在籍校教員との連携が密に取れるメリットが考えられます。特別支援教室の利用児童・生徒数の推移や他市の状況等を踏まえ、特別支援教室拠点校の適正な配置や運営について検討する必要があります。

<対応>

特別支援教室は市立小・中学校全校に設置されていますが、学校により対象となる児童・生徒数や指導する教室等が異なります。

引き続き、特別支援教室の指導環境や特別支援教室巡回指導教員と巡回校の在籍校教員がより良い連携を図れるよう環境整備の充実に努めます。巡回校における執務環境の整備、特別支援教室の利用児童・生徒数の推移や他市の状況等を踏まえた特別支援教室拠点校の適正な配置と運営について検討していきます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	検討		

2 特別支援教育を推進する環境の整備と充実

2 校内支援体制の人的環境整備

(1) 学校生活支援員による支援の充実〔教育指導課〕

<現状と課題>

児童・生徒が安心して学び、学校生活全般を円滑に過ごしていけるよう学校生活支援員を配置しています。教育委員会による学校生活支援員を対象とした研修を実施し、支援の充実を図っています。

通常の学級に在籍する児童・生徒アンケート「普段の学校生活の中で、こういう手助けがあったらいいなと思うことはありますか」では、「授業で困っている時に手助けしてくれる人」と回答した児童・生徒の割合は、どの学年でも45%以上です。

市立小・中学校教員アンケート「質問5:特別支援教育に関わる事業の進捗等、評価(5) 学校生活支援員による支援の充実」では、「大変良い・良い」が73.5%となっています。「質問6:特別支援教育に関わる事業で、今後特に力を入れて欲しい事業 (5) 学校生活支援員による支援の充実」、「質問7:特別支援教育の推進について必要だと思えること (6) 個に応じた教育支援を行うための支援員の充実」や自由記述では、支援員の配置や増員について求める回答が多く挙がっています。

<対応>

引き続き、学校生活支援員による支援を充実させるために増員を検討し、児童・生徒の成長・発達段階に応じた支援を行える体制を整えとともに、教育委員会による研修内容の充実についても検討します。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	検討		

2 特別支援教育を推進する環境の整備と充実

(2) 通常学級介助員による支援の充実—~~介助員制度の実施(通常学級介助員)~~—〔教育指導課〕

<現状と課題>

通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒に対して、移動などの安全を確保し、安定的な学級運営や教育活動の充実を図るため、合理的配慮の考え方にに基づき、児童・生徒の状況を確認しつつ保護者と共通理解の下、介助員による支援を行っています。

市立小・中学校教員アンケート「質問5:特別支援教育に関わる事業の進捗等、評価(14) 介助員制度の実施」では、「大変良い・良い」が55.5%となっています。「質問6:特別支援教育に関わる事業で、今後特に力を入れて欲しい事業 (14) 介助員制度の実施」、「質問7:特別支援教育の推進について必要だと考えること (6) 個に応じた教育支援を行うための支援員の充実」や自由記述では、介助員の配置や増員について求める回答が多く挙がっています。

介助員配置のニーズに応えるよう介助員の人材確保のために、障害福祉課との連携・近隣大学へのチラシ配布による協力要請等を実施していますが、通常の学級における介助員の配置を充実させていくためには、介助員の待遇等を改善していく必要があります。

<対応>

引き続き、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒に対して、介助員による支援を行います。また、増加傾向にある介助員による支援のニーズに対応するため、障害福祉課との連携・近隣大学へのチラシ配布による協力要請等を引き続き実施するとともに、介助員の待遇改善等により人材確保に努めます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	検討		

2 特別支援教育を推進する環境の整備と充実

(3) 特別支援学級介助員による支援の充実〔教育指導課〕

<現状と課題>

特別支援学級に在籍する児童・生徒の介助・支援のため、特別支援学級介助員を配置しています。日常の授業における支援だけでなく、スクールバスの添乗、校外学習や宿泊学習等にも随行します。

特別支援学級の児童・生徒数の増加に合わせて、特別支援学級介助員についても増員しています。必要な介助・支援が行えるよう適切な配置を行っていく必要があります。

<対応>

特別支援学級に在籍する児童・生徒に対して、安定的な学級運営や教育活動の充実を図るため、引き続き、特別支援学級介助員による支援を行います。

また、特別支援学級介助員による支援のニーズに対応するため、他市状況を踏まえながら特別支援学級介助員の増時間・増員による適正な配置と人材確保に努めます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	検討		

2 特別支援教育を推進する環境の整備と充実

3 多様なニーズに応じた教育の推進

(1) ICT 機器の活用(入出力支援装置等)〔教育指導課〕

<現状と課題>

障害のある児童・生徒が1人1台端末を活用し学習指導の更なる充実を図るため、令和8年度から、緘黙、難聴、弱視等の児童・生徒に対して音声出力会話補助装置や拡大読書器等の入出力支援装置等の活用を推進しています。

一人ひとりのニーズに応じた機器を導入していきますが、今後使用しなくなった機器を次に必要となる方へ貸与する等機器の運用を検討していく必要があります。

<対応>

年度ごとに、各学校において入出力支援装置等の活用が必要と考えられる児童・生徒とその保護者に対して入出力支援装置等の活用を提案し、希望者に対して必要な機器を貸与していきます。

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年次計画	調査・実施		

2 特別支援教育を推進する環境の整備と充実

(2) 医療的ケア児への支援の充実〔学務課〕

<現状と課題>

平成 31 年 3 月 20 日の文部科学省通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」において示された、教育委員会における総括的な管理体制の整備等の考え方や令和 3 年 9 月 18 日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、医療的ケア児一人一人の状況に応じて、看護師を配置するなど、必要な支援を行っています。

医療的ケアを必要とする子どもについて、本人や保護者の意思を最大限に尊重し、医療の状況に応じ、看護師の配置など必要な支援を行っています。

<対応>

引き続き、医療的ケアを必要とする子どもについて、本人や保護者の意思を最大限に尊重し、医療の状況に応じ、看護師の配置など必要な支援を行います。

また、本人や保護者のニーズ、国及び都の医療的ケアに関する通知やガイドラインを参考に、医療的ケア児への支援について充実を図ります。

年次 計画	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	実施・充実		

基本方針3

関係機関・家庭・地域との連携

就学前から就学後までの切れ目ない支援体制の充実のため、関係機関・家庭・地域との連携を図ります。地域・保護者への特別支援教育に関する情報発信の充実を図ります。本人・保護者の意思を尊重した柔軟な学びの場を選択できるように就学相談体制の充実を図ります。

Ⅰ 切れ目ない支援体制の充実

(1) 幼保小の連携〔幼児教育・保育課、子ども家庭課、教育指導課、教育支援課〕

<現状と課題>

幼稚園・保育園等から児童に必要と思われる支援や配慮する事項などについて、保護者とともに作成し就学先の小学校へ引き継ぐ就学支援シート※の活用や、保育園への臨床心理士などの派遣等を通して、保育園や幼稚園などの就学前機関との連携により、早期対応や支援の継続を図っています。

就学支援シートは、幼稚園・保育園だけではなく、療育の施設に通所している場合は通所施設でも作成しています。

就学支援シートは小学校入学前に作成し、就学先の小学校に提出します。

通常の学級に在籍する児童・生徒の保護者アンケート「質問13:就学支援シートについて知っていますか。」では、「作成したことがある」との回答が15.4%となっています。特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者アンケート「質問7:就学支援シートについて知っていますか。」では、「作成したことがある」が62.1%となっています。一方で、就学支援シートを「知らない・分からない」と回答した保護者が通常の学級では50.1%、特別支援学級では25.9%となっています。

必要な方に必要な情報を届けられるよう周知に力を入れていくことが今後の課題として挙げられます。

3 関係機関・家庭・地域との連携

<対応>

就学支援シートの作成について、作成主体である幼稚園・保育園の各園長会にて就学支援シートの目的や作成方法等について情報提供を行い、連携を図ります。

市公式ホームページや「西東京の教育」において記事等を掲載し、就学支援シートを必要とする方への情報提供に取り組みます。

就学支援シートの作成主体である幼稚園・保育園等との連携、児童発達支援センターひいらぎ等の通所施設との連携に留意しつつ、引き続き切れ目ない支援の充実に取り組みます。

児童発達支援センターひいらぎや民間の通所施設についても、連携が図れるよう情報提供体制について検討します。

引き続き、保育園へ臨床心理士派遣を行い、幼児の心身の発達の課題や心配事について保育士等と連携した早期対応や支援に取り組みます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実施・検討		

※就学支援シート：未就学児が小学校への入学後、充実した学校生活を送ることができるよう、保育園や幼稚園などの就学前機関が、子どもに必要と思われる支援や配慮する事項などについて、保護者とともに作成し、小学校などに引き継ぐシートのこと。

3 関係機関・家庭・地域との連携

(2) 関係機関との連携〔障害福祉課、子ども家庭課、児童青少年課、教育指導課〕

<現状と課題>

児童発達支援センターひいらぎに~~通っている~~を利用している年長児童の保護者を対象として、就学相談説明会や特別支援学級・特別支援教室の見学・説明会を行っています。

特別支援教育を必要としている児童・生徒の中には学童クラブや障害福祉サービスを利用している児童・生徒がいます。現在は個々の施設と学校で連携を取っています。

支援を必要としている児童の保護者に対して引き続き情報提供を行うとともに、より良い情報提供体制について検討していく必要があります。

また、児童発達支援センターひいらぎ主催の連絡会議を通じて、障害福祉事業所等との連携について検討する必要があります。

支援を必要とする児童・生徒について、学校と学校外の関係機関が連携を図るため、必要な情報共有を行う等の体制を整える必要があります。

<対応>

就学相談説明会において、対象者の範囲の拡大や、運用方法の見直し等について検討していきます。

また、必要に応じて『未来へ』や『西東京市がめざす教育』を配布するなどによる適切な情報提供に努めます。

児童発達支援センターひいらぎ主催の連絡会議等を通じて、障害福祉事業所等との連携を図ります。

学童クラブや障害福祉サービスを利用している特別支援教育を必要としている児童・生徒について、学校と学校外の関係機関が連携を図るため、必要な情報共有を行う等の体制構築に努めます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実施・検討		

3 関係機関・家庭・地域との連携

(3) 小中連携、中学校卒業後の学校及び関係機関との連携〔教育指導課〕

<現状と課題>

就学前機関からの就学支援シート等の情報を受け、小学校では、保護者とともに個別の教育支援計画（学校生活支援シート）を作成し、児童の支援や関係機関との連携を図ります。

小学校から中学校へ進学する際には、保護者の同意のもと、個別の教育支援計画（学校生活支援シート）を進学先の中学校へ引き継ぎます。市立小学校から市立中学校へ進学する場合は、統合型校務支援システムを介して情報連携を行っています。市立小・中学校から市外へ転出する場合、個別の教育支援計画（学校生活支援シート）の内容を充実させた上で、進学先に適切に引き継がれるよう学校間で連携を図り、切れ目のない支援を実現させる必要があります。また、中学校卒業後も適切な支援が受けられるよう、進学する高等学校等や関係機関との連携について検討する必要があります。

<対応>

中学校卒業後の高等学校等の進路先に個別の教育支援計画（学校生活支援シート）を引き継ぎ、切れ目のない支援が行われるよう、進学する高等学校等や関係機関との連携を図ります。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実		

2 都立特別支援学校との連携

(1) 副籍制度の推進〔教育指導課〕

<現状と課題>

市内在住の都立特別支援学校に通う児童・生徒が、市立小・中学校において、学校行事などへの参加による直接的な交流や、学校だよりの交換などによる間接的な交流を行うことで、地域とのつながりを継続し、児童・生徒間の交流を深めていけるよう、都立特別支援学校と連携を図りながら、副籍制度※による交流の実施を進めています。

学校向けの周知として、教育支援コーディネーター連絡会において、副籍制度の事務手続きの説明や、都立特別支援学校のセンター的機能を活用した副籍制度活用の講義を行っています。

保護者向けの周知として、直接交流の様子を取材し「西東京の教育」への記事掲載を行っています。また、市公式ホームページにおいても副籍制度を紹介しています。

市立小・中学校教員アンケート「質問5:特別支援教育に関わる事業の進捗等、評価(13) 副籍制度の推進」では、「大変良い・良い」が53.6%となっている一方、「分からない」が29.1%となっています。今後も市立小・中学校教員と都立特別支援学校に通う児童・生徒の保護者に向けた情報発信・理解啓発に取り組む必要があります。

<対応>

引き続き、市内在住の都立特別支援学校に通う児童・生徒が、市立小・中学校において、地域とのつながりを継続し、児童・生徒間の交流を深めていけるよう、都立特別支援学校と連携を図りながら、副籍制度による交流を進めます。

市立小・中学校教員に向けて、教育支援コーディネーター連絡会等で副籍制度の事務手続きの説明や副籍制度活用について周知する等、地域指定校の受入れ環境を整備していきます。

市内在住の都立特別支援学校に通う児童・生徒の保護者に向けて、副籍制度の周知方法を工夫・検討し、理解啓発に取り組めます。

3 関係機関・家庭・地域との連携

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実 		

※副籍制度：市内在住の都立特別支援学校に通う児童・生徒が、市立小・中学校において、学校行事などへの参加による直接的な交流や、学校だよりの交換などによる間接的な交流を行うこと

(2) 都立特別支援学校のセンター的機能を活用した小・中学校教員の専門性向上

〔教育指導課〕

<現状と課題>

本市のセンター校である東京都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを研修講師として招き、教育支援コーディネーター連絡会で研修を行っています。過去の講義内容は副籍交流、合理的配慮、自立活動等があります。

東京都の計画事業としても推進されており、都立特別支援学校のセンター的機能のさらなる活用方法については検討していく必要があります。

<対応>

都立特別支援学校のセンター的機能をさらに活用し、教育向け研修の実施、特別支援学級の専門性向上に取り組めます。

都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを招へいし、特別支援教室・特別支援学級の授業について指導・助言を受ける機会を作り、教員の専門性の向上に取り組めます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	検討	実施 	

3 家庭・地域との連携

(1) 教育的ニーズに応じた就学相談の充実〔学務課、教育指導課〕

<現状と課題>

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学や、必要な教育支援の活用
の推進を図るため、保育園や幼稚園などの就学前機関や学校との連携を強化すると
ともに、就学時健康診断の情報を活用しながら、子どもや保護者の気持ちに寄り添
い、丁寧に分かりやすい就学相談を行っています。

通常の学級に在籍する児童・生徒の保護者アンケート「質問16:西東京市の特別支
援教育についてのご意見等」では、「利用申請の際に、もっと保護者の思いが伝わり、学
校・家庭・支援の場で連携できると良い。」や「本人や保護者の希望を尊重してほしい。」
といった意見が挙がっています。

特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者アンケート「質問6:(4)教育委員会から
の特別支援教育についての情報発信について」では、「大変良い・良い」の回答が
36.2%、「あまり良くない・良くない」の回答が36.0%、「分からない」の回答が28.0%
となっています。「質問6:(5)教育委員会の相談窓口の体制について」では、「大変良い・
良い」の回答が31.0%、「あまり良くない・良くない」の回答が36.2%、「分からない」の
回答が32.8%となっています。

就学相談は保護者を対象としているため、このアンケート結果から今後の取組を検討
する必要があります。

<対応>

引き続き、子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら、丁寧に分かりやすい就学相談
を行います。

市公式ホームページや「西東京の教育」における周知、就学相談説明会の実施により、
保護者へ適切な情報提供を行います。また、早期に情報提供できる体制を整えます。

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年次 計画	実施 		

3 関係機関・家庭・地域との連携

(2) 発音や話し方に関する課題への早期対応〔教育指導課、教育支援課〕

<現状と課題>

本市独自の取組として、小学1年生全員を対象にことばの教室の教員による「発音・話し方調べ」を行い、発音などに係る課題の早期発見と早期対応に努めています。また、必要に応じて専門的指導を継続しています。

通常の学級に在籍する児童には、「発音・話し方調べ」を実施し、発音に誤りがあると思われる児童の保護者には「言語相談」を案内します。「言語相談」にて専門家（言語聴覚士）の所見を受け、ことばの教室に入室するための就学支援委員会につなげています。

特別支援学級に在籍する児童には、言語聴覚士が同席の上、ことばの教室の教員による「発音・話し方調べ」を実施し、専門的見地から特別支援学級の日常の指導や家庭での配慮事項について助言を行います。

通常の学級に在籍する児童・生徒の保護者アンケート結果からは、「質問11：ことばの教室に通うようになった理由について」で特別支援教室の利用を考えるようになった理由（質問6）と比べ、「(4)専門家や相談機関から勧められたため」や「(5)学校から勧められたため」を理由とする回答が多くなっています。発音などに係る課題の早期発見や早期対応のために、「発音・話し方調べ」や「言語相談」の取組を継続する必要があります。

<対応>

引き続き、小学1年生全員を対象にことばの教室教員による「発音・話し方調べ」を行い、発音などに係る課題の早期発見と早期対応に努め、必要に応じて専門的指導を継続します。また、特別支援学級に在籍する児童には、「発音・話し方調べ」における言語聴覚士による家庭へのフィードバックがより効果的に行えるよう、検討していきます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	充実		

3 関係機関・家庭・地域との連携

(3) 地域・保護者への情報発信〔教育指導課〕

<現状と課題>

教育委員会から保護者に向けて、特別支援教育に関するリーフレット、就学相談に関するリーフレットの作成・配布を行っています。

市公式ホームページにおいても、特別支援教育に関する情報発信を行っています。

通常の学級に在籍する児童・生徒の保護者アンケート「質問 16:西東京市の特別支援教育についてのご意見等」では、「特別支援教室の内容や具体的な困りごとなど周知されると良い。」や「情報の収集が難しい。受けられる申請の内容や申請の流れ、連絡先等の一覧に触れられるサイトや冊子があったらうれしい。」といった意見が挙がっています。

特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者アンケート「質問6:西東京市教育委員会の特別支援教育の推進や充実に向けた取組について」では、教育委員会からの特別支援教育についての情報発信について、「大変良い・良い」が36.2%、「あまり良くない・良くない」が36.0%となっており、情報発信の充実に向けた取組を進めていく必要があります。

<対応>

保護者に向けた特別支援教育に関するリーフレット、就学相談に関するリーフレットの作成・配布について継続して取り組むとともに、情報発信の更なる充実を検討します。

市公式ホームページや「西東京の教育」等を活用し、特別支援教育に関する早期の情報提供に努めます。

年次 計画	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	検討		

5 計画の推進体制

5. 計画の推進体制

I 計画の推進体制

調整中

6 付録・資料

用語解説

ICT P.、、、

Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略で、コンピューターやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

インクルーシブ教育システム P.、、、

障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに 最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備すること。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様な柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

基礎的環境整備と条件整備 P.、、、

基礎的環境整備とは、障害等のある子どもたちが快適に過ごせるようにスロープや特別な教材など物理的な環境を整備すること。条件整備とは、教職員の研修や特別な支援体制を作るなど教育を支える体制を整備すること。

教育支援アドバイザー P.、、、

市立小・中学校を巡回し、児童・生徒の個に応じた教育支援に関する助言を学校に行う専門家で、臨床心理士、特別支援教育士などがあたる。

教育支援コーディネーター P.、、、

学校内の関係者や外部機関との連絡調整、及び保護者の相談窓口として、児童・生徒に関する様々な相談に応じるとともに、校内における支援に関するコーディネーターの役割を担う教員。

用語解説

教育支援システム P.、、、

児童・生徒一人ひとりの「個に応じた支援」を校内で進めていくため、各学校の教員が入力、作成、閲覧、共有できるシステム。児童・生徒に関する“気づき”を記録する一覧表、個別の教育支援計画（学校生活支援シート）、個別指導計画を効率的に作成することができる。

合理的配慮 P.、、、

「障害者の権利に関する条約」第2条において、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

ことばの教室 P.、、、

保谷小学校・芝久保小学校に設置されており、週1回1時間程度、構音や吃音の改善を目指す指導を行っている。

個別の教育支援計画（学校生活支援シート） P.、、、

保護者・学校・保健・医療等が連携し、子どもを支援していくための継続的な計画。

個別指導計画 P.、、、

学校生活において困っていることや支援が必要な場面がある子どものための短期的な指導目標。

就学支援シート P.、、、

未就学児が小学校への入学後、充実した学校生活を送ることができるように、保育園や幼稚園などの就学前機関が、子どもに必要と思われる支援や配慮する事項などについて、保護者とともに作成し、小学校などに引き継ぐシートのこと。

用語解説

スクールソーシャルワーカー ……………P.、

子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向けた支援を行う専門家。

特別支援教室 ……………P.、

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする、主に発達障害のある児童・生徒を対象として、教員が巡回指導することで、在籍校で特別な指導が受けられるようにするための教室のこと。

副籍制度 ……………P.、

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）を持ち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のこと。

(1) 直接的な交流

対象児童・生徒が地域指定校で行う授業や行事に参加する交流活動。教科（算数や音楽など）や道徳、特別活動（学級活動や小学校のクラブ活動など）、総合的な学習の時間に、交流及び共同学習を行う。

(2) 間接的な交流

学校・学年通信や手紙の交換を中心とした交流のほか、文化発表会や作品展示での交流を図る。

ユニバーサルデザイン ……………P.、

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味をもつ。すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。

調整中

西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱

第1 設置

西東京市における特別支援教育の更なる推進を図ることを目的とした計画の策定に必要な事項を検討するため、西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 特別支援教育を推進する基本方針に関すること。
- (2) 特別支援教育を推進する基本方針に基づく具体的な計画内容に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認めること。

第3 組織

懇談会は、次に掲げる委員15人以内で構成し、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 西東京市内の幼稚園長 1人
- (3) 西東京市内の保育園長 1人
- (4) 東京都立特別支援学校長 1人
- (5) 西東京市立小学校長 1人
- (6) 西東京市立中学校長 1人
- (7) 小学校児童の保護者で、西東京市に在住するもの 1人
- (8) 中学校生徒の保護者で、西東京市に在住するもの 1人
- (9) 教育部教育指導課長 1人
- (10) 教育部統括指導主事 1人
- (11) 教育部教育指導課指導主事 1人
- (12) その他教育長が必要と認める者 3人以内

第4 任期

委員の任期は、第2に規定する所掌事項の協議及び検討の結果を教育長に報告する日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 座長及び副座長

懇談会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定め、副座長は委員の中から座長が指名する。
- 3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、懇談会において会議の議長となる。
- 3 懇談会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

第7 意見の聴取等

座長は、必要と認めるときは、懇談会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

第9 報酬

懇談会の委員（西東京市職員定数条例（平成13年西東京市条例第17号）第2条に定める職員及び学校の教職員である者を除く。）が懇談会の会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

第10 庶務

懇談会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会委員名簿

任期 令和8年5月11日から教育長に報告する日まで

選 出 区 分	氏 名
学識経験者	長沼 俊夫
	平林 ルミ
市内の幼稚園長	村田 悦子
市内の保育園長	菅野 千佳
東京都立特別支援学校長	中島 由美子
市立小学校長	前田 元
市立中学校長	澤井 稔
児童の保護者（公募市民）	影山 秀晴
生徒の保護者（公募市民）	小巻 加奈
教育部教育指導課長	鈴木 壮平
教育部統括指導主事	高野 郁子
教育部教育指導課指導主事	佐伯 豊明

西東京市特別支援教育推進計画策定検討委員会設置要領

第1 設置

西東京市における特別支援教育の更なる推進を図るための計画（以下「西東京市特別支援教育推進計画」という。）の策定に係る検討を行うため、西東京市特別支援教育推進計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

検討委員会は、次の各号に掲げる事項について協議し、検討結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 西東京市特別支援教育推進計画の策定に関すること。
- (2) その他教育長が必要と認めること。

第3 組織

検討委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 企画部企画政策課長
- (2) 健康福祉部障害福祉課長
- (3) 子ども若者部幼児教育・保育課長
- (4) 子ども若者部子ども家庭課長
- (5) 教育部教育企画課長
- (6) 教育部学務課長
- (7) 教育部教育指導課長
- (8) 教育部主幹（教育指導課）
- (9) 教育部統括指導主事
- (10) 教育部教育指導課指導主事
- (11) 教育部教育支援課長
- (12) その他教育長が必要と認める者

第4 任期

委員の任期は、第2に規定する所掌事項の協議が終了したときまでとする。

第5 座長及び副座長

検討委員会に座長を置き、教育部教育指導課長の職にある者をもって充て、副座長は座長が委員の中から指名する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

検討委員会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、検討委員会に委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 3 検討委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 検討委員会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決す

るところによる。

第7 部会の設置

検討委員会は、第2に規定する所掌事項に関する調査等を行うため必要と認めるときは、検討委員会に部会を設けることができる。

第8 庶務

委員会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

西東京市特別支援教育推進計画

令和9年3月

発行 西東京市教育委員会

編集 西東京市教育委員会 教育部 教育指導課